

第36回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和8年6月19日（金）【午後1時30分開会】

1. 開催日時 令和8年6月19日（金）午後1時30分から午後3時20分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 8人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 4番 刀川 正己 5番 鯉沼 玲子
6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
4. 参集推進委員
大橋 肇推進委員 中川 義人副推進委員長
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第4号 農用地利用集積等促進計画の件について
議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について
議案第6号 壬生町農業委員会取り扱い基準の一部改正の件について

報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第2号 農地法第4条の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について
報告第5号 農地法第5条の規定による許可申請の取下願の件について
報告第6号 新規就農の件について
報告第7号 所有者不明農地の公示の件について
閉 会
6. 農業委員会事務局職員

事務局長 岡 洋子 主幹兼農地調整係長 今野 大地
主査 田口 梨沙 主査 山川 慶一

7. 会議の概要

令和8年6月19日（金）【午後1時30分開会】

●局長 定刻になりましたので、第36回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は8名で、高橋宏治委員、木野内佳代子委員より欠席の連絡をいただいております。

また、大橋 肇推進委員、中川義人副推進委員長にも出席をいただいております。

総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

○会長 改めまして皆さんこんにちは。今日は梅雨の合間ということで、朝は曇っていたのですが、午後は暑くなってきました。暑い中、総会に出席いただき、ありがとうございます。本日は第36回の総会ということで、総会はあと残り1回となりました。この総会の後、慰労会が予定されております。また、本日は議題も多くありますので、皆様のご協力をいただきながら、進めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。慰労会では、ほぼ全員の委員さんが集まった中で、いろいろな話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げて、挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願いいたします。

●局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

○議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

○議長 それでは、7番 葭葉孝男委員、8番 琴寄成人委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記は、事務局職員の 今野主幹を指名いたします。

○議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（台坪） 自作地 61畝

譲受人 _____（台坪） 自作地 187畝 貸付地 64畝
（土地の表示）

壬生町大字藤井 _____ 畑 240㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働6人

第2項

譲渡人 _____（下野市） 自作地 192畝

譲受人 _____（国谷新田） 自作地等なし
（土地の表示）

壬生町大字福和田 _____ 田 2721㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働3人

第3項

譲渡人 _____（上新町） 自作地 37畝

譲受人 _____（原坪） 自作地 537畝 借受地 83畝
貸付地 34畝

（土地の表示）

壬生町大字壬生乙 _____ 畑 1170㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働4人

第4項

譲渡人 _____ (あけぼの) 自作地 105畝

譲受人 _____ (中泉) 自作地 109畝 貸付地 150畝
(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 342㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働2人

第5項

譲渡人 _____ (下横町) 自作地 26畝

譲受人 _____ (上新町) 自作地 26畝
(土地の表示)

壬生町本丸二丁目 _____ 畑 456㎡

壬生町本丸二丁目 _____ 畑 92㎡

合計 548㎡

売買による所有権移転 _____番 _____円

_____番 _____円 稼働1人

第6項

譲渡人 _____ (下坪) 自作地 121畝

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (塩谷町)

自作地 43畝

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 畑 2478㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働7人

第7項

譲渡人 _____ (中央) 自作地 104畝 貸付地 42畝

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (塩谷町)

自作地 43畝

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 畑 5702 m²

売買による所有権移転 _____ 円 稼働7人

第8項

賃貸人 _____ (中泉) 自作地 178 畝

賃借人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (芳賀町)

借受地 152 畝

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 畑 1547 m²

壬生町大字上田 _____ 畑 2932 m²

合計 4479 m²

3年間の賃借権の設定 稼働29人

第9項

賃貸人 _____ (中泉) 自作地 178 畝

賃借人 株式会社 _____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字上田 _____ 畑 1547 m²

壬生町大字上田 _____ 畑 2932 m²

合計 4479 m²

3年間の区分地上権の設定

第10項

賃貸人 _____ (栄町) 自作地 61 畝

賃借人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (芳賀町)

借受地 152 畝

(土地の表示)

壬生町大字中泉_____	畑	1 9 7 0 m ²
壬生町大字中泉_____	畑	1 4 1 4 m ²
	合計	3 3 8 4 m ²

3 年間の賃借権の設定 稼働 2 9 人

第 11 項

賃貸人 _____ (栄町) 自作地 6 1 畝

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字中泉_____	畑	1 9 7 0 m ²
壬生町大字中泉_____	畑	1 4 1 4 m ²
	合計	3 3 8 4 m ²

3 年間の区分地上権の設定

第 12 項

賃貸人 _____ (安塚一) 自作地 2 1 9 畝 借受地 1 9 畝

賃借人 株式会社_____

代表取締役 _____ (芳賀町)

借受地 1 5 2 畝

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____	田	1 2 2 6 m ²
壬生町大字安塚_____	田	5 1 1 4 m ²
	合計	6 3 4 0 m ²

3 年間の賃借権の設定 稼働 2 9 人

第 13 項

賃貸人 _____ (安塚一) 自作地 2 1 9 畝 借受地 1 9 畝

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

自作地等なし

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____

田 5 1 1 4 m²

3年間の区分地上権の設定

なお、第9項案件、第11項案件、第13項案件につきましては、区分地上権設定の3条許可となりますので除きますが、その他の案件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書及び添付書類・農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。

説明は以上です。

○議長 ここで、第9項、第11項、第13項の案件につきましては、議案第3号『農地法第5条による許可申請の件について』の第8項、第9項、第10項の案件とそれぞれ関連しておりますので、議案第3号の審議の際に一括してご審議いただくこととなります。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

● 1番 早乙女 春香 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る6月15日に私と高橋宏治農業委員、鈴木進吉副推進委員長と譲受人の_____氏の代理人の__行政書士立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。

この案件につきましては、6月9日火曜日に、新規農家等営農計画指導会を行い、指導会の後、現地を確認してまいりましたので、事務局から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●事務局説明[今野大地農地調整係長]

第2項案件については、新規就農者が譲受人として、農地法第3条の許可申請がありましたことから、6月9日に新規農家等営農計画指導会を開催し、_____氏、申請代理人の_____行政書士から、新規就農した経緯や今後の営農計画等を説明いただき、農政特別委員会の農業委員の皆様と現地確認を行ってまいりました。

ここで、日程が前後してしまいますが、関連がございますので、日程第13報告第6号『新規就農の件について』、説明をさせていただきたいと思います。

ではご説明いたします。総会資料の35ページをお開きください。

申請人の_____さんは2023年から農地を借りて、_____の栽培を開始し、今年からは_____の栽培も開始し、営農経験を積みながら、技術向上に努めています。現在借りておる農地を取得し、_____及び_____を中心とした安定した営農を行っていききたいとのことです。収穫物は自身が経営する_____利用者への提供の他、直売所へ出荷しております。主として本人が農業に従事し、農繁期には家族（妻、娘）も農作業を行うそうです。今後さらに周辺の農地を取得し、_____栽培も含め、営農を拡大して行きたい意向があるとのことです。

_____氏は農業技術を習得しており、販路も確保されていることから、計画通り営農できることが見込まれ、新規農家等営農計画指導会においては、農業者として農地の取得等は問題ないとの判断となりました。

指導会の後に引き続き、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、大関孝男農業委員、早乙女春香農業委員、安納一雄農業委員、岡洋子局長、私で、譲受人の_____氏、申請代理人の_____行政書士立会いのもと、周辺地域との関係について現地確認を行いました。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、

いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

説明は以上になります。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（3項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る6月13日に私と刀川正己農業委員、葭葉 進推進委員と譲渡人の_____
____氏（の娘の____氏）立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (4項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る6月17日に私と鯉沼玲子農業委員、大栗京子推進委員と代理人の____行政書士立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並

びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る6月13日に私と刀川正己男農業委員、葭葉 進推進委員と譲受人の____氏立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について説明いたします。

去る6月15日に私と葭葉孝男農業委員、糸川洋一推進委員と代理人の____行政書士立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を

行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員
株式会社_____ですが、農地を買ったり借りたりしている
ようですが、3年間の賃借料はいくらぐらいだったのですか。

●事務局説明[今野大地農地調整係長]
_____は今回は農地取得となっております。

●8番 琴寄 成人 委員
まだ、8項まで進んでいませんが、借りている土地もあるようですね。
今回、面積的にもかなり買ったり借りたりしているようですので。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員
この前、現地調査の時に聞いたのですが、賃借の場合、1反あたり、__万円
から__万円だそうです。

●8番 琴寄 成人 委員
この売買による取得は、営農型太陽光に係る農地なのですか。

●事務局説明[今野大地農地調整係長]
この農地でこれから営農型太陽光を行いたいとのことでした。

●8番 琴寄 成人 委員
作物は何を作る予定なのですか。

○7番 葭葉 孝男 委員
__、____ですかね。

●議長 この会社の社長の_____さんという方は、各地域にそれぞれ会社を作っており、_____は芳賀町、_____は塩谷町に会社があります。

株式会社_____は栃木県、茨城県を中心に関東に_____箇所営農型太陽光発電設備を計画しているようです。

今は、壬生町は_____だけですが、他の地域では、_____も進出してきているようです。

一般の太陽光発電の場合、規制が厳しいため、今後は規制がゆるやかな営農型太陽光が増えてくるのではと思います。

○8番 琴寄 成人 委員

営農型太陽光パネルの下の農地での収量は、8割とうたっていますが、実際それを確認することなく、営農型太陽光を推進しているというのが現状ですからね。

●議長 現在、この近くで行っている_____の営農型太陽光発電の下の農地ではきちんと耕作されていますね。周囲の農地に影響がないように耕作してくれているのできちんと耕作してくれていて、いいと思っています。

○7番 葭葉 孝男 委員

借りるというより、買ってほしいという地権者が多いようです。

●議長 その他、何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第7項について説明いたします。

去る6月15日に先ほどの第6項案件と同じメンバーで現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございます。それでは、第7項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（8項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第8項について説明いたします。

去る6月15日に私と葭葉孝男農業委員、廣澤 薫推進委員と____行政書士立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確

認をいたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第8項案件について質疑に入ります。
ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第10項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 6番 大関 孝男 委員

●6番 大関 孝男 委員（10項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第10項について説明いたします。

去る6月15日に私と琴寄成人職務代理と____行政書士立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行いましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。

○議長 ありがとうございました。それでは、第10項案件について質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第10項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第10項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 続いて、第12項案件を議題といたします。

本日、調査委員がお二人とも欠席のため、ただいまの事務局の説明に関連して、事務局の今野農地調整係長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

●事務局 今野大地農地調整係長（12項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第12項について説明いたします。

去る6月15日に高橋宏治農業委員、木野内佳代子農業委員、中川義人副推進委員長と___行政書士立会いのもと、現地調査を行い、周辺地域との関係性について現地確認を行い、周辺地域との関係性について確認しましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番の項目について確認をいたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。ご審議の程、宜しくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第12項案件について質疑に入ります。

ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●8番 琴寄 成人 委員

今までは畑でしたが、この案件は田ということで、この賃借料はどのくらいなのですか。

●7番 葭葉 孝男 委員

先ほどの畑の賃借料と同じということです。

○議長 よろしいですか。その他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第12項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第12項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（今野大地農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請の件について」、ご説明します。

第1項

申請人 _____ (鹿沼市)
_____ (宇都宮市)
_____ (茨城県)
_____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字羽生田 _____ 畑 3616㎡のうち
3204.26㎡

農地改良のための6か月間の一時転用

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の下川正己委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 下川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る6月15日月曜日に、私と鯉沼玲子委員、大関孝

男委員、大橋 肇推進委員、中川義人副推進委員長、岡 洋子局長、今野大地主幹、山川慶一主査の８名で調査いたしました。

第１項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南西へ約１０６０ｍに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、申請地は現在、四方^{しほう}の地盤に比べ１．０ｍほどの段差があり、農地として使用するのに危険が伴います。今後、農地として使用するため、四方と同等の高さに埋土を施すための転用申請となります。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、融資先の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地であります。農地改良のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ここで、事務局の今野農地調整係長より補足説明がありますので、よろしくお願いいたします。

●事務局[今野大地農地調整係長]

ここで補足説明をさせていただきます。

本件の農地改良につきましては、当初は建設発生土を使用しない計画であったことから、農地転用許可不要の事業として昨年９月の総会でその旨の報告をした案件です。

しかしながら、その後町生活環境課に提出された『小規模特定事業許可申請書』によって、建設発生土を利用することが判明いたしましたことから、転用許可を取るよう事業者に対し指導をしておりました。申請農地は相続登記がされておらず、相続権を持つ者から同意を取るのに時間を要していたということから、今回の申請となり、顛末書も併せて提出されております。

説明は以上となります。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第２号第１項につ

いて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、6月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、先ほど議案第1号の際に説明いたしましたが、議案第1号第9項案件は議案第3号第8項案件と、議案第1号第11項案件は議案第3号第9項案件と、議案第1号第13項案件は議案第3号第10項案件と、それぞれ関連がございますので一括して審議していただくことになります。

それでは、改めまして、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔今野農地調整係長〕

それでは、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____ (台坪)

譲受人 _____ (万町)

_____ (万町)

(土地の表示)

壬生町大字藤井 _____ 畑 3 2 5 m²

一般住宅敷地 贈与による所有権移転

第2項

譲渡人 _____ (台坪)

譲受人 _____ (万町)

_____ (万町)

(土地の表示)

壬生町大字藤井 _____ 畑 1 7 3 m²

一般住宅敷地 売買による所有権移転

第3項

譲渡人 _____ (下馬木)

賃貸人 _____ (下馬木)

譲受人及び賃借人

株式会社 _____

代表取締役 _____ (東京都)

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉 _____ 田 2 9 m²

壬生町大字上稲葉 _____ 田 6 5 1 m²

壬生町大字上稲葉 _____ 田 3 6 5 m²

壬生町大字上稲葉 _____ 田 6 8 7 m²

合計 1 7 3 2 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

21年間の区分地上権の設定

第4項

賃貸人 _____ (助谷)

_____ (助谷)

賃借人 有限会社 _____

取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷 _____ 畑 1 1 6 3 m²

壬生町大字助谷 _____ 畑 9 1 5 m²

合計 2 0 7 8 m²

園芸用土採取 2年間の賃借権の設定

第5項

貸 人 _____ (安塚二)

借 人 _____ (安塚二)

(土地の表示)

壬生町大字安塚_____ 畑 4 9 7 m²

一般住宅敷地 30 年間の使用貸借権の設定

第6 項

譲渡人 _____ (国谷中央)

譲受人 株式会社_____

代表取締役 _____ (宇都宮市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷_____ 畑 1 2 3 2 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権の移転

第7 項

賃貸人 _____ (東原)

_____ (東原)

賃借人 _____ (芳賀町)

(土地の表示)

壬生町大字助谷_____ 畑 9 7 5 m²

壬生町大字助谷_____ 畑 1 4 3 4 m²

壬生町大字助谷_____ 畑 2 5 0 6 m²

合計 4 9 1 5 m²

園芸用土採取 1 年間の賃借権の設定

第8 項

賃貸人 _____ (中泉)

賃借人 株式会社_____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字上田_____ 畑 1 5 4 7 m²のうち
3. 7 4 m²

壬生町大字上田_____ 畑 2 9 3 2 m²のうち
9. 2 3 m²

合計 4 4 7 9 m²のうち
1 2 . 9 7 m²

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の賃借権の設定

第9項

賃貸人 _____ (栄町)

賃借人 株式会社 _____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字中泉 _____ 畑 1 9 7 0 m²のうち
7 . 0 8 m²

壬生町大字中泉 _____ 畑 1 4 1 4 m²のうち
7 . 0 7 m²

合計 3 3 8 4 m²のうち
1 4 . 1 5 m²

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の賃借権の設定

第10項

賃貸人 _____ (安塚一)

賃借人 株式会社 _____

代表取締役社長 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字安塚 _____ 田 5 1 1 4 m²のうち
1 2 . 7 7 m²

営農型太陽光発電設備敷地 3年間の賃借権の設定

第11項

譲渡人 _____ (あけぼの)

譲受人 株式会社 _____

代表取締役 _____ (真岡市)

(土地の表示)

壬生町大字国谷 _____ 畑 1 0 4 0 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

ここで、第8項案件、第9項案件、第10項案件について補足説明いたします。

これらの案件は、営農型太陽光発電設備敷地に係る、太陽光のソーラーシステムの支柱の部分、地面に着いている部分の一時転用申請となります。

先ほど少し触れました第3条では、株式会社_____が賃借人になっている区分地上権を地権者と結んでいるのですが、地上3mから4.4mほどに設置してあるパネルの部分その土地で使用するということで、区分地上権の設定が必要となります。

下の農地を耕作するのは株式会社_____で、パネルの所有者である_____と別であるため、このような権利設定が必要になります。

なお、地上権の設定とは、農地として使う目的ではないのですが、農地に権利設定することになりますので、第3条の許可申請が必要になります。

ただ、許可申請ですが、貸す人と借りる人の同意があればそれで許可が出るものとされており、借りる側の農業者の要件は必要ではありません。単純に貸す人と借りる人が連名で申請書を出していただければ許可が通るということになっております。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の4番 刀川 正己 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（1項案件について報告）

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、第4条の現地調査と同じ6月15日月曜日に同じメンバーで調査いたしました。

第1項案件についてご報告します。

申請地は、_____から東へ約450mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は、現在_____内のアパートで生活しておりますが、子供の成長に伴い、現在のアパートでは手狭で不便をきたしていること、将来に向けて生活基盤を安定させたいとの思いから、自己用住宅の建築を計画いたしました。

事業資金_____万円は金融機関からの融資で対応するため、金融機関の融資

証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては 許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件を議題といたします。
第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員(2項案件について報告)

次に第2項案件についてご報告いたします。

こちらは先ほどの第1項と同様の内容になりますが、申請地は_____から東へ約450mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画につきましては、第1項案件と同様のため割愛いたします。

以上のことから、第1種農地ではありますが、不許可の例外規定の『住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されたもの』に該当し、代替性の検討も行っており、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては 許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第2項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件を議題といたします。
第3項案件について、調査委員長から、現地調査の現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (3項案件について報告)

次に第3項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から北へ約820mに位置しており、第1種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル1,500枚、パワーコンディショナー16台を設置し、総発電出力は975kwとなっております。想定売電単価は____円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第1種農地であります。今回の転用内容が山林部分_____㎡、農地1,732㎡ということで、第1種農地の面積が事業面積全体の1/3を超えていないこと、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして

は、許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第3項は、原案のとおり決定いたしました。本案件につきましては、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件を議題といたします。
第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員（4項案件について報告）

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から南西へ約1kmに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を東側、南側は1m、北側、西側は2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは3mを予定しております。埋戻用土は自社で管理している建設発生土を予定しており、採取した園芸用土は自社で販売予定です。

事業資金_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第4項は、原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第5項案件を議題といたします。
第5項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員(5項案件について報告)

次に第5項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から東へ約430mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、借人は実家で両親と生活をしておりますが、将来の結婚等を考えて、自己用住宅の建築を計画いたしました。土地の選定については、自己所有地はないため、_____が所有する土地で検討いたしました。また、申請地北東側には_____、南側には____や____が住んでいることから、不測の事態にも対応することが出来、周辺の農地への影響も軽微である申請地を選定いたしました。

事業資金_____万円は金融機関からの融資で対応するため、金融機関の融資証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行われていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会

としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、議案第3号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第5項は、原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第6項案件を議題といたします。
第6項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (5項案件について報告)

次に第6項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から北西へ約300mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル160枚、パワーコンディショナー10台を設置し、総発電出力は102.4kwとなっております。想定売電単価は____円となっております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円は、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第6項は、原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第7項案件を議題といたします。
第7項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (7項案件について報告)

次に第4項案件についてご報告いたします。

申請地は、_____から北西へ約810mに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は園芸用土採取及び販売を生業としております。園芸用土採取のため、隣接地から保安距離を西側、南側は1m、北側、東側は2mを確保し、防護ネットを施すことになっています。掘削の深さは4.7mを予定しております。埋戻用土は____市の有限会社_____で土砂(3種)を予定しており、採取した園芸用土も____市の有限会社_____で販売予定です。

事業資金_____万円は、融資で対応するため、融資先の金融機関の残高証明書と融資確認書が添付されております。

以上のことから、第2種農地ではありますが、園芸用土採取のための一時転用であり、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第3号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第7項は、原案のとおり決定いたしました。本案件については、6月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第8項案件を議題といたします。
第8項案件について、調査委員長から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員 (8項案件について報告)

次に第8項案件についてご報告いたします。

申請地は_____から北へ約950mに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと、賃借人は農業用機械及び農業関連製品の製造、販売などを主な生業としております。『カーボンニュートラル』の推進、「みどりの食糧システム戦略」の推進、『農地の荒廃化』の抑制といった観点から事業計画を進めております。施設の概要については、パネル枚数162枚、パネルの最大発電容量96.39kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwとなっております。また、発電した電力については、_____にある『_____』に送電する『_____』を予定しております。

パネルの最低地上高は3m、支柱間隔は5mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定となっております。営農の効率性の観点から

周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、決算短信書が添付されております。

なお、営農型太陽光発電設備の下部で営農する営農者については、株式会社_____で、__を作付けする予定となっております。営農者の株式会社_____は、国の認定を受けた認定農業者となっておりますが、現在更新申請中とのことで、3年間の一時転用期間で申請しております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、その他、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。ここで、事務局より補足説明がございますので、よろしく願いいたします。

●事務局説明[今野大地農地調整係長]

本案件について補足説明させていただきます。

パネルの設置にあたり今回から、安定性向上のため、支柱の周囲に山砂を入れて締め固めることで固定する方法で施工を行う予定です。具体的には、半径____cmの丸い穴を____m程度掘削し、そこに山砂を入れて支柱を刺し、固定する工法です。

使用する山砂は、土壌検査にかけ、農業への影響がないことを確認したものを使用するということで、今回使用する予定の山砂の検査結果が添付されております。

それによると、手動によるふるい分け試験において、____mmのふるい目で95.4%、____mmで約51.3%、____mmで4.1%が通過する大きさの砂粒となっております。併せて、成分分析においても、pH値は中性域を示し、塩化物・有機不純物等も極めて少ない値が示されており、営農への支障は生じないものと考えられます。

なお、設備撤去時には、杭周辺の砂を崩しながら、深部に生じた空洞部分を周辺の砂により埋め戻し、その後、____cm～____cm程度の表層部分について、既存土壌と同系統または類似成分の土を用いて復旧を行う想定としているという事です。

補足説明は以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号第9項と議案第3号第8項につきましては関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第9項及び議案第3号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第9項及び議案第3号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

議案第3号第8項の案件については、6月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第9項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員(9項案件について報告)

申請地は_____から北へ約890mに位置しており、農振農用地に該当します。

本案件についても、第7項案件と同様の賃借人は株式会社____、下部の農地の営農者は株式会社_____による営農型太陽光発電設備の申請です。施設の概要については、パネル枚数173枚、パネルの最大発電容量102.935kw、パワーコンディショナー10台、パワーコンディショナーの合計出力49.5kwとなっております。また、発電した電力については、_____ある『_____』に送電する『_____』を予定しております。

パネルの最低地上高は3m、支柱間隔は5mを予定しており、耕作に支障がないようにパネルを設置する予定となっております。営農の効率性の観点から周囲へのフェンス等の設置は予定しておりません。

また、本案件についても、山砂を用いた施行を予定しております、

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、決算短信書が添付されております。

以上のことから、農振農用地ではありますが、『営農型太陽光発電に係る農地転用許可制度上の取扱いに関するガイドライン』に定める一時転用許可基準に該当し、その他、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、議案第1号第11項と議案第3号第9項につきましては関連がございますので、これより一括して質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第11項及び議案第3号第9項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第11項及び議案第3号第9項は、原案のとおり決定いたしました。

議案第3号第9項の案件については、6月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第10項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（10項案件について報告）

申請地は_____から北へ約590mに位置しており、第2種農地に該当します。

本案件についても、第7項案件と同様の賃借人は株式会社_____、下部の農地の営農者は株式会社_____による営農型太陽光発電設備の申請です。施設の概要については、パネル枚数166枚、パネルの最大発電容量98.

お願いいたします。

●4番 刀川 正己 委員（11項案件について報告）

申請地は_____から北東へ約480mに位置しており、第3種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲受人は太陽光発電事業を営んでおり、今回の事業計画は、パネル枚数162枚、パワーコンディショナー9台を設置し、総発電出力は100.44kwとなっております。想定売電単価は____円となっております。土地の選定については、代替性の検討も行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関の残高証明書が添付されております。

以上のことから、第3種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題ないものと思われ、調査委員会としまして、は許可やむなしとなりましたので報告いたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号第11項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第3号第11項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」を議題といたします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔今野農地調整係長〕

それでは議案第４号「農用地利用集積等促進計画の件について」、ご説明いたします。本案件は、農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第１項に基づき策定した『農用地利用集積等促進計画』を議案のとおりを実施することについて、同法同条第３項の規定に基づき、農業委員会に意見を求めるものでございます。

それでは、農用地利用集積等促進計画各筆明細に従いましてご説明いたします。

議案書１２ページ、賃貸借権分について、記載のとおり申請が３件、面積合計が２１，８８８㎡となっております。

続いて、議案書１３ページ、使用貸借権分について、記載のとおり申請が１件、面積合計１，１１４㎡となっております。

続いて、議案書１４ページ、１５ページ、所有権移転分について、記載のとおり申請が６件、面積合計２３，２２４㎡となっております。

以上、各案件は農地中間管理事業の推進に関する法律第１８条第５項の各要件を満たしていると考えます。

説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「農用地利用集積等促進計画の件について」、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長　私から一つよろしいですか。

所有権移転で_____さんという案件がありますが、これで____さんは全部手続きが済んだということですか。

●事務局（田口梨沙主査）

前回半分ほどあって、残りは今回で全部ということになります。

○議長　____さんの農地で２段書きになっていますが、これはどうしてですか。

●事務局（田口梨沙主査）

青地と白地とで分かれています。白地が下に記載してある２筆です。青地と白地と契約を一緒には出来ず、別の契約になってしまうため、このような記載となっております。

○議長　わかりました。それでは、他に何かございますか。

(質問意見なし)

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」、原案のとおり「意見なし」と回答することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第4号「農用地利用集積等促進計画の件について」のうち、原案のとおり「意見なし」とする回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、議案第5号「壬生の業振興地域整備計画変更の件について」を議題といたします。農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）について、事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔今野大地農地調整係長〕

それでは議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件について」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用をもつての除外）についてご説明いたします。議案書の17ページをご覧ください。

1 番

壬生町大字上田_____	畑	1,166㎡
壬生町大字上田_____	畑	4,105㎡
壬生町大字上田_____	畑	6,277㎡
壬生町大字上田_____	畑	1,108㎡

資材置場を目的とした除外の申請で、土地所有者・利用予定者ともに有限会社_____代表取締役 _____氏となっております。

2 番

壬生町大字助谷_____の一部 畑 498.04㎡
自己用住宅を目的とした除外の申請で、土地利用予定者は_____氏
となっております。

説明は以上でございます。

○議長　ただ今の事務局の説明に関連して、この件については去る6月15日の調査委員会において調査済みですので、農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、調査委員長の2番 安納 一雄 委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（1番の件について報告）

議案第5号 壬生農業振興地域整備計画変更の件について、審査会の審査結果を報告いたします。

審査等については、6月15日月曜日に私と、大橋好一会長、琴寄成人職務代理、葭葉孝男農業委員、高橋宏治農業委員、岡 洋子局長、今野大地主幹、山川慶一主査、農政課 糸川^{ひろえ}紘慧主査、木村^{まなみ}愛実主事の10名で行いました。

農用区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から北に約400mに位置する山林で、令和5年に農業委員会で非農地判断をした土地になります。

土地の所有者は有限会社_____で、利用目的は資材置場になります。会社所有の資材置場が手狭になり、作業効率が低下しているため、改善と生産性向上を目的として申出に至ったということです。

申請地は周辺農地への影響が少なく、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項の規定にある

- ・農用地等以外の用途に供することが必要かつ適当であって、農用区域以外に代替する土地がないこと
- ・農用区域内における地域計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと認められること
- ・農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと
- ・農用地等の保全又は利用上必要な施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと

等の農振除外の要件を満たしているものと思われしますので、審査会としましては、農用区域除外はやむなしとなりましたのでご報告いたします。

○議長　ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、

調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）1番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 続いて、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番の案件について、調査委員長の2番 安納 一雄委員から現地調査の結果報告をお願いいたします。

●2番 安納 一雄 委員（2番の件について報告）

農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番について、ご報告いたします。

申請地は、_____から東へ約400mの位置にある農地です。

所有者は_____氏であり、申出人は_____の_____氏になります。分家住宅を目的とした除外の申し出となっております。

申出者は現在_____に住んでおりますが、子供の成長に伴い、住まいが手狭になったため、生まれ育った助谷地区内で自己用住宅の建設を計画しました。

当初は、_____が所有する宅地の空きスペースを検討しましたが、現況が山林であり、大規模な整備が必要な点や、_____に接しているため、臭気や衛生面で問題があることから、居住環境としては適さないと判断し、別候補地として、農地転用や開発行為の許可が見込め、周辺への影響も少ない本申出地を適地として選定しました。

申請地は周辺農地への影響が少なく、農地の集团的まとまりを阻害する状況にないことから、今回の案件につきましては、農振法第13条第2項に規定する、農振除外の要件を満たしていると思われますので、審査会としましては、農用地区域除外はやむなしとなりましたので、ご報告いたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番の案件について、議案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第5号「壬生農業振興地域整備計画変更の件」の内、農用地区域の変更明細（他の土地利用目的をもつての除外）2番については、原案のとおり「適」回答として、町に意見を送付いたします。

○議長 次に、議案第6号「壬生町農業委員会取り扱い基準の一部改正について」を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔今野大地農地調整係長〕

それでは、議案第6号「壬生町農業委員会取り扱い基準の一部改正について」、議案に従いましてご説明いたします。議案書の19ページから25ページをご覧ください。

先月の総会でご提示させていただいたものですが、ご意見・ご質問等はございませんでしたので、特に変更等は加えておりません。

最後の改正が平成22年で、現在の運用とは異なる記載もございましたので、今回の改選を機に現在の運用にあわせて改正するものです。主な内容について申しあげます。

議案書21ページをご覧ください。

「1 農業振興地域整備計画にかかる農用地区域の変更について」は、同じく農業委員会の内規であります『壬生町農業委員会審査会等設置内規』と内容が重複するため削除しております。

「2 新規農家の認定について」は、現在の営農計画指導会の運用にあわせて、自家消費目的の場合、法人の場合、新規就農の場合に分けて、内容を整理してお

ります。

議案書 23 ページをご覧ください。

「3 農地法 4・5 条の許可申請について」は、農地取得後の転用許可の取扱いや、園芸用土採取に伴う一時転用の取扱いについて、現在の運用にあわせて整理しております。

簡単ではございますが、説明は以上になります。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私から一つ、いいですか。

前に環境審議会がありまして、町で条例を 2 つ作るということで審議したのですが、災害を防ぐために、土砂と園芸用土の採取については、周辺の同意が得られない場合は許可しないという内容が載っていました。ですので、条例が制定された後、農業委員会の窓口で転用の申請者が来た場合には、その内容について説明いただくようにして、担当部署とよく連携を取っていただきたいと思います。今後、その条例については、パブリックコメントを経て、条例を定めることになるということでした。

また、太陽光発電の設置については、届出制になるということで、太陽光発電設備を設置して、その後管理がされていないという事例があるということで、その条例を作って、管理をきちんとしていただくよう指導していくという説明がありました。

参考として情報提供をしましたが、よく生活環境課と調整していただいて、と思います。

●事務局（今野大地農地調整係長）

生活環境課で、関係部署を集めて打合せを今後行うそうですので、その際に内容をよく確認します。

○議長 その他に何かございますか。

（質問意見なし）

○議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第 6 号について、原案のとおり一部改正することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり一部改正することに決定いたしました。

○議長 次に報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の26ページ、27ページのとおり2件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の28ページのとおり2件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号は終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の29ページのとおり5件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 次に、報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第4号「地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）変更の件について」は、議案書の31ページのとおり3件がございました。

農業経営基盤強化促進法第19条に基づき策定した『地域農業経営基盤強化促進法（地域計画）』を変更することについて、同法同条第6号の規定に基づき農業委員会に意見聴取ということで事前調整を求められたものです。

転用目的は、3件とも太陽光発電設備のための除外となっており、32ページに該当農地を示す目標地図が添付されております。

今回の地域計画から除外する農地は、地域計画において将来の耕作者が設定されている筆ではなく、除外により当該地域の農用地の効率的な利用を妨げるものではないと考えられることから、事務局長専決で、原案のとおり「意見なし」とし、町に意見を送付しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

○議長 次に、報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取消願の件について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

●局長 記載のとおり説明

報告第5号「農地法第5条の規定による許可申請の取消願の件について」は、議案書の34ページのとおり1件の申請がございました。

内容について、令和8年2月3日付住宅敷地のための売買による所有権移転として許可申請書が提出された案件です。

令和8年6月4日付で、 氏、 氏及び 氏より、農地法第5条の規定による許可申請の取消願が提出され、令和8年6月5日付で書類を受理いたしました。

本総会の農地法第3条の規定による許可申請の件の第4項案件にて、本案件の願出人が譲渡人として、願出人の の 氏が譲受人として、改めて、農地法第3条の規定による許可申請書が提出されております。

○議長 ただいまの報告第5号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第5号は終わります。

○議長 次に、報告第6号「新規就農の申請の件について」は、先ほどの議案第1号第2項の際に事務局より説明いただきましたので、次の報告案件に移ります。

○議長 次に、報告第7号「所有不明者農地の公示の件について」、事務局より報告事項の朗読と説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告及び説明〔山川慶一主査〕

報告第7号「所有者不明農地の公示の件について」についてご説明いたします。議案書37ページから40ページのとおり、1件目は中泉_____番の田で1筆、面積2,561㎡の農地の分になります。2件目は中泉_____番の田で1筆、面積998㎡の農地の分となります。

この公示につきましては、令和6年6月と令和6年11月の総会にて、公示について農業委員会総会で説明させていただき、委員の皆様にご承認いただいた上で、2か月間公示を行い、最終的には、借受者と農地バンクとで賃貸借契約を結んだという経緯がございます。

本制度の説明をさせていただきます。資料の41ページから43ページをご覧ください。本制度の概要についてですが、農地の利用状況調査で把握した遊休農地や耕作者不在農地、死亡や引退等により耕作者が不在となることが見込まれ、遊休化の恐れがある農地を農地バンクに貸付する際に、所有者が不明の時又は共有地で過半の持分を有する共有者の所在が不明の場合は、農業委員会が所有者を探索することになっております。農業委員会が探索する範囲は登記名義人の配偶者と子までに限定されております。探索によって所有者が判明しなかった場合は、農業委員会がその旨を公示し、最終的に県知事の裁定を受けて、農地バンクが利用権を設定します。

この制度は大きく分けて、所有者が1人も判明しない場合や、相続放棄されている場合は農地法、共有者の1人でも判明している場合は農地バンク法、基盤法により手続きを行います。この制度は令和5年4月の改正により、利用権設定期間の上限が20年から40年に引き上げられ、探索後の公示期間が6か月から2か月に短縮され、さらに活用しやすくなりました。

事務処理の流れは、43ページの資料をご覧ください。今回の案件につきまして、前回令和6年に所有者不明農地に係る公示を行った方、お二人の農地であり、すでに農地の登記簿謄本から、登記名義人の除籍謄本、改正原戸籍、住民票の除票等を探索しており、登記名義人の配偶者、子がいことが判明しております。それを踏まえて6月12日に、農地の借受希望者、県農業振興公社、県農政課、県農業会議と私とで現地確認を行いました。公社が農地を借り受けするのに特に問題ない農地であることが確認できたことから、今回農業委員会による公示の件について報告案件として挙げさせていただきました。所有者不明農地の地図については、資料の38ページ、40ページとなっております。また、該当地における権利設定は特になされておられません。借受予定者は____にお住いの別々の農業者の方になります。権利設定は1件目が5年間、2件目が10年間で予定しております。今後のスケジュールですが、本日の総会で皆様にご了承いただけたら、公示を2か月間行い、公示によって異議の申し出がなければその旨を公社に通知

します。その通知を送付する前に8月の農業委員会総会にて決議をいただくことになります。その後に手続きが済み、借受予定者が農地の利用を開始できるのは来年1月頃の予定となっております。説明は以上となります。

○議長 ただいまの報告第7号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 私から少しいいですか。

この場合、農地バンクでは借りる人がいないとこの制度は利用できないのですか。

●事務局（山川慶一主査）

借りる人がいて、農地バンクは、借りる人から供託金という形で賃借料を預かるという形になりますので。相続者がいる場合は、その供託金から農地バンクが相続者に賃借料を支払うということになります。

○議長 今回のように相続者がいない場合は。

●事務局（山川慶一主査）

供託金は国に納める形となります。

○議長 この1件目の案件は、以前に農業委員会で所有者不明農地の草刈りを行った人の農地ですよね。

借りる人が決まったのですね。正式に契約になるまでに、この農地は借りる人が耕作を始めてもいいのでしょうか。

●事務局（山川慶一主査）

この借受者の方は、この農地は以前に土を採取した農地なので、耕作は見込めないということなのですが、この農地の隣の田を自分で管理していて、自分の農地に影響が出ないように、この農地をしぶしぶ借りて耕すということです。ただ、周囲の方から勝手に耕作していると言われたいよう、今回、このように正式に手続きをしたということです。

○議長 今までの事務手続きの期間が短くなって借りやすくなったということですかね。

●事務局（山川慶一主査）

はい、そうです。

○議長 その他に何かございますか。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第7号は終わります。

○議長 その他に何かございますか。

(意見なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第36回壬生町農業委員会
総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午後3時20分閉会】

会 長 大 橋 好 一

7 番 葭 葉 孝 男

8 番 琴 寄 成 人